

嫡出の推定～300日問題～

先日、資産家のA様(70代の男性)が、そろそろ遺言書を書いておきたいと、妹のB様とご一緒に来所されました。「独り身だからね。弟は心配ないからBとその子Cに財産は残したいと思っている。それでちょっと聞きたいのだけれど、実は、私には昔、子供じゃない子供がいたのだよ。それが少し気になって。」「と仰いますと?」「離婚して3～4年した頃、戸籍を見たら子供が記載されていた。でも10年以上前に見た時には消えていた。」「まず、事実確認のため出生から現在までの戸籍を全て取得してください。」「その後、子の現在戸籍にたどり着くことができたとの連絡が入りました。

◆ 戸籍上の息子

A様とB様のご持参された戸籍を現在から遡って確認すると、現在の全部事項証明書には確かにA様お一人が記載されています。さらに平成13年改製の改製原戸籍を拝見すると、昭和 年3月 日結婚、8月 日離婚、12月 日子出生、翌年2月 日母の氏を称する入籍、同日母の戸籍に入籍につき除籍となっています。同席していたK司法書士は「民法772条、300日問題ですか。()」とつぶやき、民法772条2項に「婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」という規定があること、戸籍の見方、ご相続や遺言について順を追って説明していきました。離婚された奥様はすでに亡くなられていて、お子様は結婚して二児の父親になっていることがわかり、A様は、「そうか、おじいちゃんか」と苦笑いされ、遠くを見つめていらっしゃいました。

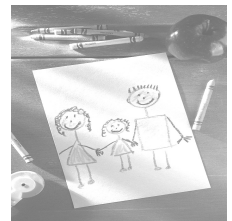
◆ 遺留分とは?

「お兄さんの子供でないと断言できないけれど、知らないうちに勝手にこんなことをされて、それが法律だなんて、絶対おかしいわ。このままだと兄の財産は全部その子が相続することになるなんて。兄が財産全部を私とCに残すと書いてくれれば、その子にいく可能性はないですよ。」Kは一呼吸置いてから、「民法1028条に遺留分という

規定があります。相続人のために必ず相続財産の一定分を保障する制度です。A様の場合、お子様は2分の1を請求する権利があります。遺言書があっても、です。」と説明を重ねました。「法律や戸籍のことを知っている方には当然のことかもしれないけれど、知らない者にはとても違和感があります。納得できないわ。」B様が叫ぶのを制して、A様は静かにおっしゃいました。「わかりました。法律なら仕方ない。法律とはそういうものだよ。」

◆ 面識のない息子への遺言

数ヶ月後、A様は次のような公正証書遺言を作成されました。『私の全ての財産はBに相続させる。私より先にBが死亡していたときはその者に取得させるとした財産はCに相続させる。付言 私の戸籍には、私を父とし、離婚した を母とする、子の記載がある。しかし、私自身まったく自分の子であるという認識のないまま人生の最終章を迎えている。法律ではその子に遺留分という権利があり守られているという。できれば、彼が権利を主張しないことを願いたい、主張するか否かの判断は彼に委ねます。』A様は同時に、B様、C様と養子縁組されました。相続人が増えたことにより、2分の1である遺留分は6分の1になります。そして、遺留分請求時に備えDNA鑑定をし、B様に託す予定です。B様の強いご要望からです。



「これで良かったのですかね。」Kは少し戸惑っている様子です。「法律の知識を提供するのが私たちの仕事で、それをどう判断するかはおお客様ご自身の問題だから。」「そうですよね。」

Kにはそのように言ったものの、なんとも割りきれない思いが残り、あらためて法律の規定について考えさせられるご相談となりました。

300日問題 離婚後300日以内に生まれた子が遺伝的關係とは関係なく前夫の子と推定されること(嫡出推定) また推定されるのを避けるため無戸籍の子供が生じていること。

(文責：司法書士法人山田合同事務所 吉村由紀)